

食安輸発0929第5号
平成26年9月29日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O26)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年9月29日付け食安輸発0929第1号）により通知したところです。

今般、フランス産ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 O26を検出し、当該製品が日本に輸出されていたとの情報を入手したことから、同通知中の別表1のフランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ナチュラルチーズ	<u>別途指示する製造者で製造されたものに限る。</u>	腸管出血性大腸菌 O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌 O26、O111及び O157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌 O26で汚染されているおそれがあるため。

を追加し、別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。